令和4年10月7日(金)午前9時00分より、10月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場 2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)

議案第4号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について

その他

次回農業委員会開催期日 (予定)令和4年11月10日(木) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏

5番 白石和雄 6番 久保滿 7番 井手国春 8番 矢野等司

9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 栁繁彰

12番 秋吉馨 13番 花田由美子14番 渡邉芳治 15番 山見良一

16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 栁 本日の議事録署名人は9番、10番の方お願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名9番、10番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外4名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地 法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により 提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について その他

議長 栁 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。自動車整備工場を経営する申請者が事業拡大のために自宅隣を自動車保管場所として利用する計画です。雨水は全体的に傾斜をつけ、雨水桝から北側の道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロック4~5段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。水利承諾については覚書による条件付きの承諾となります。

議長 栁 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 問題ないと思います。

議長 栁 皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 駐車場は砂利を敷かれるのですか。

19番 松本委員 バラスを敷かれるそうです。

10 番 樋口委員 この排水は山隈に流れてくるので山隈土木から問題とされる可能性があるかもしれないですね。

19 番 松本委員 覚書に記載されているように雨水の流れについては十分検討し、トラブルが生じないようにするように区として指示しています。また、問題が生じた場合は自己の責任において解決するよう記載もされています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相 当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相 当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は南側の道路側溝に接続する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが別に問題ないと思います。皆さんから何 かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は 挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は資材置場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の準住居地域で第3種農地判断となります。町内の事業者が現在の資材置場が手狭となったため新たに資材置場として利用する計画です。雨水は南側の溜桝から既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては法面の下部に丸太杭を打設し、法面側に背杭を打ち付ける計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、担当委員さんの要望により本日は申請者に出席していただいております。

議長 栁 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 行政書士さんが申請書を持ってこられて1時間程話しました。非常に考えましたが、 過去に色々と問題となった方ですし、筑前町との境となる箇所でもあり、そちらに 迷惑をかけてもいけないので、皆さんにも話を聞いてもらい、判断していただきた いと思いまして申請者の方に出席していただいております。申し訳ありませんがよ ろしくお願いします。

議長 栁 皆さんから何かありませんか。

6 番 久保委員 被害防除があんまり見たことがない方法みたいですが大丈夫なのですか。何年もも つものですか。

10番 樋口委員 それは申請者本人に聞いてもらった方がいいと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ申請者を呼んでください。 (申請者入室)

議長 柳 本日はお忙しい中すみません。色々と確認したいことがあるそうですのでお答えい ただきますようお願いします。それでは皆さんから何かあればどうぞ。久保さん先 程お尋ねしたことを聞いたらどうですか。

6番 久保委員 盛土を1.5 mもされるそうですが、被害防除としては法面の周りに板を設置する くらいみたいですが、それだけで大丈夫なのでしょうか。何年か経ったら腐食して 泥が流れ出てしまうのでは。

申請者 近隣から文句が出ないようにきちんとします。3年後にはまたぴしゃっとします。 隣の農地の所有者にはきちんと説明をして承諾してもらっています。元々はこの一 帯全部を買う予定ですが、金銭的な交渉をしている最中です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私からお尋ねしますが、筑前町との境となる所でもありますが、何故農地のど真ん中を埋めるのか。西側には個人で所有している農地がありますよね。先にそちらをしたらどうなんですか。

申請者 3年前にそちらを資材置場として申請したら通りませんでした。その時から今回の 申請地の所有者とは売買の話ができていました。今後は県の開発にもなるだろうけ ど全部開発する予定です。 議長 柳 他に泥を置いている所が色々とありますよね。住宅メーカーからたくさん泥が出て いるでしょうから。他の所の残土をきれいに整理してくださいね。

申請者 資材置場が不足していましたので、こちらできれいに整理するつもりです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ申請者さんは一度退室をお願いします。 (申請者退室)

議長 栁 採決を採る前に皆さんから何かありませんか。

18 番 河野委員 期限をきちんと守るように伝えていただきたいです。前回の農地改良に関しても工 期が何年も遅れているはずです。農業委員をなめているんじゃないですかね。

議長 柳 他にありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。 申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 今回の申請は賛成多数で許可相当となりました。ただし期限などは必ず守ってくだ さいね。これまで問題となったこともありますので。

申請者 分かりました。ありがとうございました。

(申請者退室)

議長 栁 それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、特定土地改良事業の対象となった農地で第1種農地と第2種農地が混在しています。周囲は転用申請により自己用住宅の開発が進んでいます。雨水は北側の道路側溝に接続する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のL型擁壁とコンクリートブロック及びコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、申請地の進入路部分と東側の雑種地との間の農地の部分を工事車両等の進入路として使われており、砂石で固められています。所有者に確認したところ、ご自身でされたとのことでしたので始末書付きで説明のために本日出席していただいております。

議長 栁 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3 番 平田委員 9月21日に行政書士と現地確認をしております。周りの住宅は全て転用されており、3件目ですし問題はないかと思っていました。先日、事務局と会長から連絡があり、進入路みたいな道路部分が農地であることを初めて知りました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ本人から直接話を聞きたいと思います。申 請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 本日はお忙しい中すみません。今回転用をせずに無断で進入路部分に砂石を入れて

工事車両等が出入りしている経緯を説明してください。

申請者 元々じゅるい田んぼだったので手前の住宅の工事のために道路に砂利を引いてしま

いました。道路に車を止めて通行の邪魔にもなってしまっていましたので。空いた

土地なので勝手に使ってしまいました。申し訳ない。

議長 栁 砂利を引いた部分は道路ではなくて農地ですよね。

申請者 元々町の土地で払い下げをした道路があります。

事務局 辻 前面に自己用住宅が2棟建設されている途中ですが、その真ん中に細い雑種地があ

ります。そこに関しては農業委員会から言うことは何もありませんが、今回の申請 地と雑種地との間にも農地が残っており、そこに砂利を入れてしまっていることが

問題となっています。

議長 柳 自分の農地だからって勝手に使うことはできないんですよ。周りの農地はどうされ

るつもりなんですか。

申請者買い手が決まり次第住宅を建てるつもりではいます。いつになるかは分かりません。

3番 平田委員 最初から全て申請してればこのような問題は起こらなかったんでしょうけど。

申請者 行政書士とどうすればいいか話してみます。

議長 柳 早急に転用申請するか農地の状態に戻すかでしょうね。皆さんから何かありません

か。なければ申請者は一度退室をお願いします。

(申請者退室)

議長 栁 採決を採る前に皆さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 どうなるか詳細を来月には教えていただきたいです。

議長 柳 来月には必ず転用申請をすることを条件としたいと思います。他に皆さんから何か

ありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙 手をお願いします。ありがとうございます。 賛成多数で許可相当となりました。申

請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 栁 結果が出ました。納得はいきませんが来月きちんと手続きをすることを条件に賛成

多数で許可相当となりました。行政書士と相談して来月までに転用申請をしてくだ

さい。何かする場合には必ず事前に役場に相談をするようにしてくださいね。

申請者 分かりました。行政書士に頼んで来月転用申請をだします。今後何かする場合には

必ず事前に役場に相談するようにします。

(申請者退室)

議長 栁 それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は仮設道設置のための一時転用になります。

申請地は、農振農用地です。中島ため池浚渫事業のため町が発注しており、浚渫工事のために仮設道設置の必要があるということでの転用申請になります。雨水は自

然流下です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては 仮設道の下にブルーシートを敷いて、表土と山砂が混ざらないようにする計画です。 資金計画、見積書等は確認しております。

議長 栁 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 過去に仮設道を設置した時もきちんと戻されていた業者でありますので、問題はないかと思われます。

議長 栁 皆さんから何かありませんか。

1番 森田委員 今回の中島堤は地元負担金はないのですか。

事務局 矢永 防災に関するものになりますので、地元からの負担金はありません。

議長 柳 国からの補助金などがあるのでしょうね。ちなみに堤とため池の違いですが、堤は 水があふれないように池の岸に沿って土を高く盛り上げた部分のことを言います。 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相 当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相 当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田2筆1,435㎡、畑4筆2,032㎡の売買で全体で13,868,000円 です。

議長 栁 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思 われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな りました。

続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆2,459㎡の売買で全体で9,836,000円です。

議長 栁 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思 われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな りました。

続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑3筆2,903㎡の売買で全体で1,000,000円です。

議長 栁 担当委員さん何かありますか。

4 番 實藤委員 叔母さんと甥っ子の売買になります。父親が植木屋だったため、植木が植えられている農地になります。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思 われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな りました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆2,413㎡の売買で1,722,882円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問しま す。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございま す。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について説明>

事務局 辻 基盤強化法による11月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、 「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身 の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問しま す。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございま す。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 辻 1番は用途区分の変更で、変更目的は農業用施設です。変更面積は408㎡となっています。先月農業用施設として区分変更後に転用された隣接農地であります。隣接農地と同様に、隣接地に倉庫がある農事組合法人が田植えの時期に苗を広げるなどの作業場として利用されたり、機械清掃用地としても利用されています。本来は隣接地の申請と同時に済ませておくべきでしたが、2年程前に盛土の農地改良の届出を出されていたため、手続きは必要ないのではないかと思っていました。しかし、県と現地確認に行った時に暗渠が埋められていたり、耕作できる様子ではなかったため、今回始末書付きで再度申請がなされています。

議長 栁 説明が終わりました。皆さんから何か意見はありませんか。

6番 久保委員 上には砂利が敷かれているんですか。

議長 栁 道路との境に砂利が敷かれています。他に皆さんから何かありませんか。それでは 1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員 問題がないということになりました。 続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 1 番については $(\hat{1})$ 9 4 8 \hat{m} の田 $(\hat{2})$ 1 . $(\hat{1})$ 1 \hat{m} の田 2 筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は白石委員と森 田委員の2名にお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については①2,545㎡の田②1,234㎡の田③808㎡の田④1,196㎡の田⑤631㎡の田⑥426㎡の田⑦117㎡の畑⑧50㎡の畑8筆の売買希望です。

議長 栁 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

8番 矢野委員 父親が亡くなって借りた人が戻している農地です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は矢野委員と實藤委員と秋吉委員 の3名にお願いします。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については678㎡の畑1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は久保委員と井 手委員の2名にお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。 続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について説明>

事務局 辻 町が発注している暗渠排水の工事のために、農地の一部を資材置場として一時利用 するための届出になります。期間が過ぎましたらまた元の農地に戻されます。

議長 栁 それではこれで全ての議事の審議を終わります。